

# 著作物の教育利用に関する 関係者フォーラム

## 検討のまとめ

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

# 専門フォーラム①

## 補償金

- 意見交換項目
  - 公衆送信利用に適用となる教育機関向け既存の使用料規程
  - 海外の補償金実施状況
  - 著作物の新しい利用環境における望ましい原則（高等教育機関）【参考資料1】
- 説明を行った項目
  - 授業目的公衆送信補償金の額【参考資料2】

- 本フォーラムの総括

- 本フォーラムでは、文化庁が定める「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」（総合フォーラム第1回配付資料）に関連する項目に配慮しつつ、意見交換を行った
- また、教育機関における利用環境に則した補償金の在り方等についての考えが示された
- これらを踏まえ、授業目的公衆送信補償金の指定管理団体としてSARTRASが指定を受けたのにあわせ、授業目的公衆送信補償金の額をSARTRASが第3回フォーラムで提案、この案に対する様々な意見を、第4回フォーラムで教育関係委員からいただいた

- 今後は、本フォーラムで得た意見等を基に、SARTRAS内で検討を行うとともに、WEB意向調査を実施、教育関係団体への意見聴取や認可申請に向けた準備を進める

# 専門フォーラム②

## 普及啓発

- 意見交換項目
  - 初等中等教育段階における著作権教育
  - 高等教育段階における著作権教育
  - 早稲田大学における著作権普及啓発活動
  - 授業目的公衆送信補償金の実施にあたって必要な普及啓発活動
  - 教育におけるICT利用に伴う普及・啓発【参考資料3】

- 本フォーラムの総括

- 本フォーラムでは、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおける著作権に関する研修や、普及啓発活動の現状について共通認識を得るべく、実例の照会を受けるなどした
- また、第3回フォーラムにおいては、将来的な、長い目で見た普及啓発活動に加え、教育におけるICT活用が早い時期から可能となるよう2020年4月から制度運用を開始するとした場合に必要な喫緊の周知の必要性についても問題提起があった
- これらを踏まえ、制度の早期定着を目指した周知を進めつつ、ICT活用教育の促進のためにどのような普及啓発活動等が有効なのかを継続検討することとなった

- 喫緊の周知活動はSARTRASが中心となっていくとともに、今後の普及啓発活動等について、4月以降もフォーラムでの検討を継続する

# 専門フォーラム③

## ガイドライン

- 意見交換項目

- 教育における著作物の利用例
- 今年度検討項目
- 高等教育機関にとって望ましい「授業」の範囲
- 改正著作権法35条の解釈指針（ガイドライン）
- 改正後の第35条の適用・非適用行為の典型例（イメージ）

- 改正著作権法35条の解釈指針（中間まとめ案）

**【資料1】**

- 改正著作権法35条等に当てはめた典型的な利用例

**【資料2】**

- 本フォーラムの総括

- 本フォーラムでは、どこまでが授業目的公衆送信補償金の対象となる利用なのか、どのような利用方法は対象としないのか、を主として明らかにすべく、まずは法令や用語の理解に齟齬のないよう、「改正著作権法35条の解釈指針」をまとめるべく意見交換を重ねた
- その結果、一部についてはまだすり合わせの必要はある箇所を残しているものの、資料1のとおり、改正著作権法35条の解釈指針（中間まとめ案）として提案できる内容までをまとめることができた（注：本日添付の案は委員に意見を募っている途中段階のもの）
- また、資料2のような分かり易いまとめ図をもとに、典型例を数多く挙げることで、改正著作権法35条の解釈指針とセットとなる、教員等にとってわかりやすい資料作りを進める

- 今後継続されるフォーラムで、本改正著作権法35条の解釈指針（中間まとめ案）を確定させつつ、引き続きガイドライン等の検討を行う

# 専門フォーラム④

## ライセンス

- 意見交換項目
  - 権利者側で検討されている利用状況予想についての説明
  - 権利者側で検討されているライセンスについての説明
  - 補償金を補完するライセンス環境【参考資料4】
  - 今年度検討項目

- 本フォーラムの総括

- 本フォーラムでは、権利者側が考える授業目的公衆送信補償金制度を補完するライセンスの考え方として、「基礎ライセンス」と「その他のライセンス」の提案があり、主として「基礎ライセンス」に関する意見交換を行った。
  - 基礎ライセンス＝教育機関の現状に照らし、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾することを目的としてSARTRASが窓口となっていくもの。授業目的の利用における教材の共同利用、授業目的以外の利用における校内利用を対象
  - その他のライセンス＝権利者が個別に許諾するもので、著作権法35条の必要と認められる限度を超える又は但書に該当する利用
- 教育関係委員側からは、権利者側が基礎ライセンスの対象と考えている教材の共同利用には具体的にどのような利用があたるのか、について様々な意見が出された
- また、授業目的公衆送信補償金ではすべての著作物が対象となるのと異なり、基礎ライセンスでは、SARTRASに管理委託をした著作物等のみしか対象とならないことに対する、教育関係委員側からの懸念が示された

- 教育側から挙げられた、基礎ライセンスに含まれることが望ましい利用の例や対象管理著作物に対する懸念について、SARTRAS内で検討を行い、授業目的公衆送信補償金制度の実施時期に合わせて、基礎ライセンスの許諾業務をスタートできるように、内容や管理体制を整備する